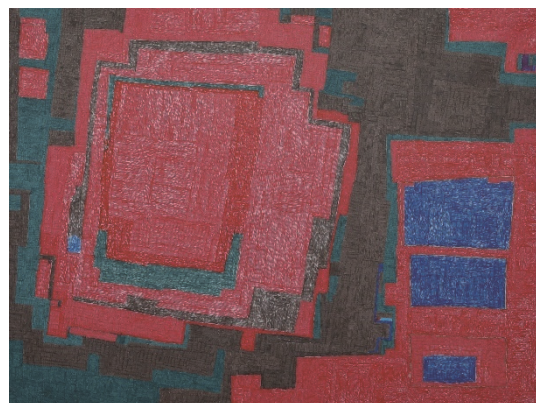
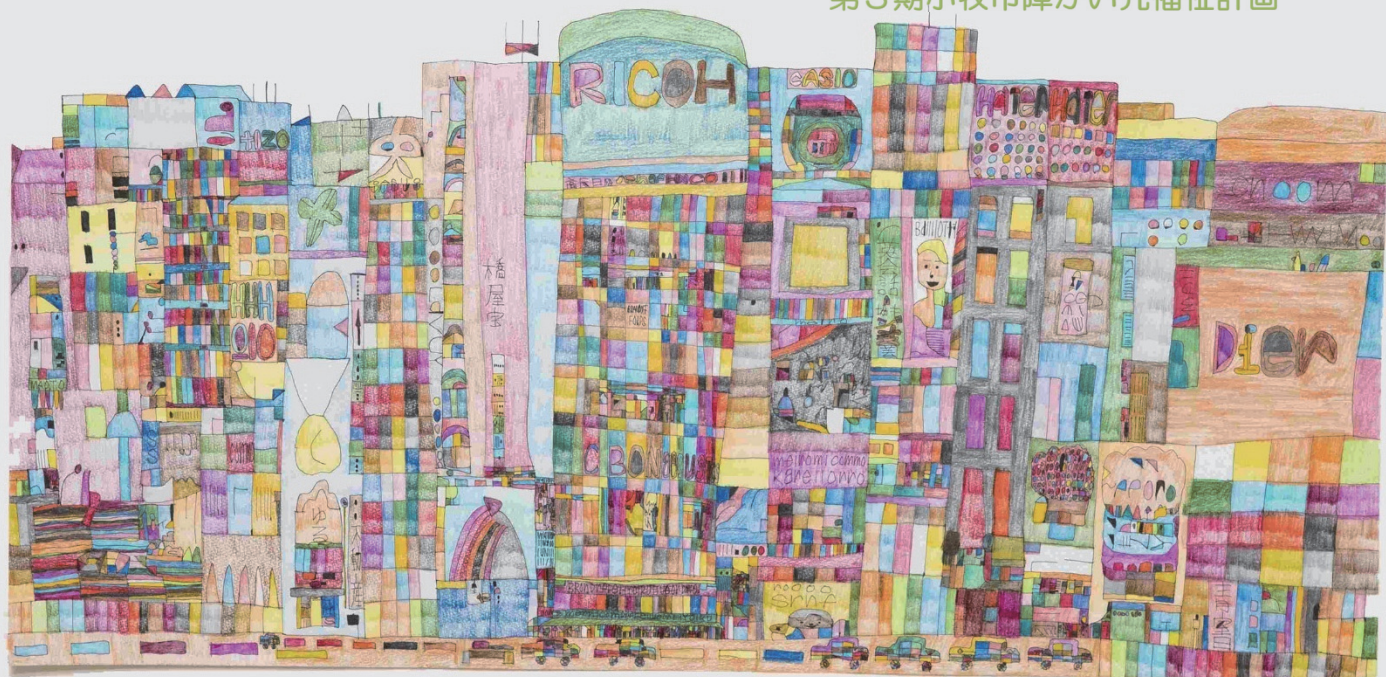


支えあい、ともに暮らせるまち

第4次小牧市障がい者計画

第7期小牧市障がい福祉計画

第3期小牧市障がい児福祉計画

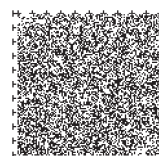


視覚に障がいのある方もご利用いただけるように「音声コード」を付けました。専用アプリのuni-voiceで読み取ると音声で内容を読み上げます。



SDGs 未来都市
こまき

小 牧 市
令和6年3月



「第4次小牧市障がい者計画」「第7期小牧市障がい福祉計画・第3期小牧市障がい児福祉計画」を策定しました。

本市では、「第3次小牧市障がい者計画」、「第6期小牧市障がい福祉計画・第2期小牧市障がい児福祉計画」に基づき、尾張北部権利擁護支援センターの設置、基幹相談支援センターの設置、地域生活支援拠点の整備、グループホームの整備促進、児童発達支援センターなど障がい児の福祉サービスの充実などを推進してきました。

これら計画が令和5年度に終了年度を迎えることから、障がいのある人の現状やニーズ、サービスの現状等を把握するとともに、残された課題や新たな課題について検討し、「第4次小牧市障がい者計画」「第7期小牧市障がい福祉計画・第3期小牧市障がい児福祉計画」を策定しました。

障がい者計画

障害者基本法に基づき、障がいのある人に関する施策を総合的に定めた基本的な計画です。

【計画期間】

令和6年度～令和11年度

障がい福祉計画

障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービス、地域生活支援事業等の見込み量や確保策を具体的に定めた計画です。障がい者計画の生活支援や就労支援分野の実施計画とも言えます。

【計画期間】

令和6年度～令和8年度

障がい児福祉計画

児童福祉法に基づき、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関して定める計画です。障がい福祉計画と一体的に作成しました。

【計画期間】

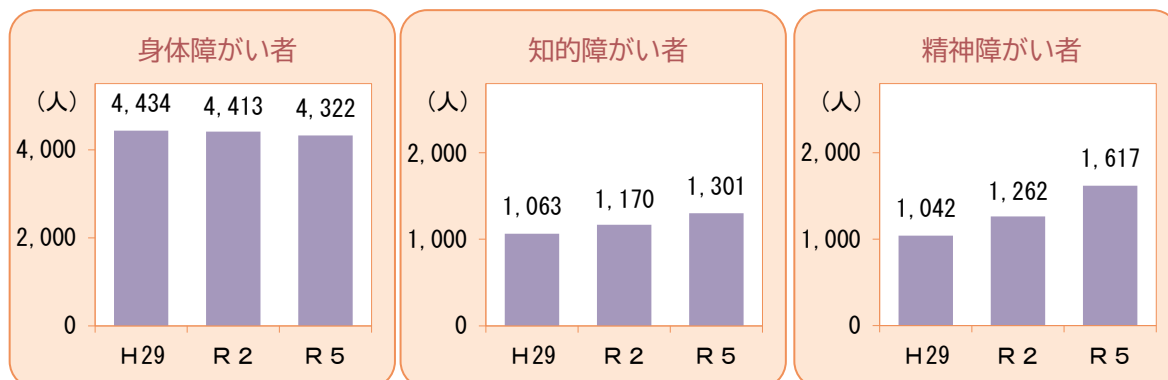
令和6年度～令和8年度

—基本理念

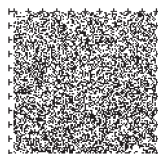
支えあい、ともに暮らせるまち

本計画では、だれもが相互に人格と個性を尊重し支え合う、『地域共生社会』の実現に向け、障がいのある人の自立と社会参加の支援等のための施策の一層の推進を図り、「支えあい、ともに暮らせるまち」を目指します。

◆障がい者数の推移



(注) 各年4月1日



障がい者計画

基本理念の実現に向けて、8つの基本目標と3つの重点施策を掲げました。

—— 1 権利を守ります

福祉教育の推進やあらゆる機会を活用して啓発活動に努め、障がいの特性や障がいのある人についての正しい理解を促進します。また、障がいを理由とした差別の解消、合理的配慮の提供、障がいのある人の権利擁護に努め、だれもが暮らしやすいまちを目指します。

- 権利擁護支援の推進
- 障がいに関する理解の促進
- 差別解消の推進
- 虐待の防止

—— 2 相談支援を充実します

障がいのある人が地域で安心して暮らせる「地域共生社会」の実現に向け、包括的な相談支援の充実に努めるとともに、当事者、サービス事業所、関係機関等が課題を共有し、重層的、継続的な支援体制の整備に取り組みます。

- ★ 相談支援体制の充実（重点施策1）
- 相談員の質の向上
- 相談先の周知
- 小牧市障害者自立支援協議会の充実

—— 3 生活を守ります

障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、日々の地域での暮らしを支援する、訪問系サービスや日中活動系のサービスなどについては、ニーズに対応したサービスが提供できるよう、サービスの量と質の確保を図ります。

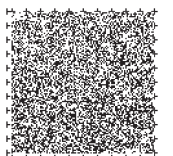
また、生活の拠点となる居住の場として、様々なニーズに対応できる多様な形態のグループホームの整備を促進します。

- ★ 地域生活支援拠点の機能強化（重点施策2）
- 障害福祉サービス等の充実
- グループホームの整備促進
- 手当の支給等
- 福祉人材の確保

—— 4 就労を支援します

関係機関と連携して、障がいのある人の一般就労機会の拡大や職場定着を図ります。また、様々な就労形態の場の確保や工賃アップを目指した取り組みを推進します。

- 事業所の理解促進
- 障がい者雇用の推進
- 就労施設への支援



—— 5 発達支援を充実します

障がいのある児童の可能性を最大限に伸ばし、持てる能力を十分発揮できるよう、発達支援の充実に努めるとともに、関係機関等との発達支援のネットワークの強化に努め、支援体制の充実を図ります。

- ネットワークの構築
- サービスの質の向上
- インクルーシブ教育の推進
- 子育て世代包括支援センター
- ★ 発達支援・医療的ケア児等支援の充実（重点施策3）
- 子ども・子育て支援における障がい児の受け入れ推進
- 学校との連携

—— 6 地域医療を確保します

障がいのある人が安心して地域で医療を受けられるよう、地域における医療体制の構築を目指すとともに、医療費の助成を行います。

また、精神障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、福祉・保健・医療等が協議の場を通じて、連携による支援体制の構築を目指します。

- 医療費の助成
- 地域での医療の確保
- 難病患者への支援
- 精神障がい者等の地域移行

—— 7 社会参加を促進します

スポーツ・文化・レクリエーション活動などは、生活にうおいをあたえ、仲間づくり、自己実現の場となります。活動への参加機会の提供、情報アクセシビリティの向上、参加しやすい環境整備等を進め、障がいのある人の様々な活動への参加を促進します。

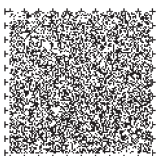
- 情報アクセシビリティの向上
- スポーツ活動の推進
- 余暇活動の場の確保
- 社会参加のしやすさの向上
- 意思疎通支援の充実
- 文化芸術活動への取り組み
- 外出支援

—— 8 環境を整備します

ユニバーサルデザインの考え方を基本として、ハード・ソフト両面から社会的障壁の除去を進め、アクセシビリティの向上を推進していきます。

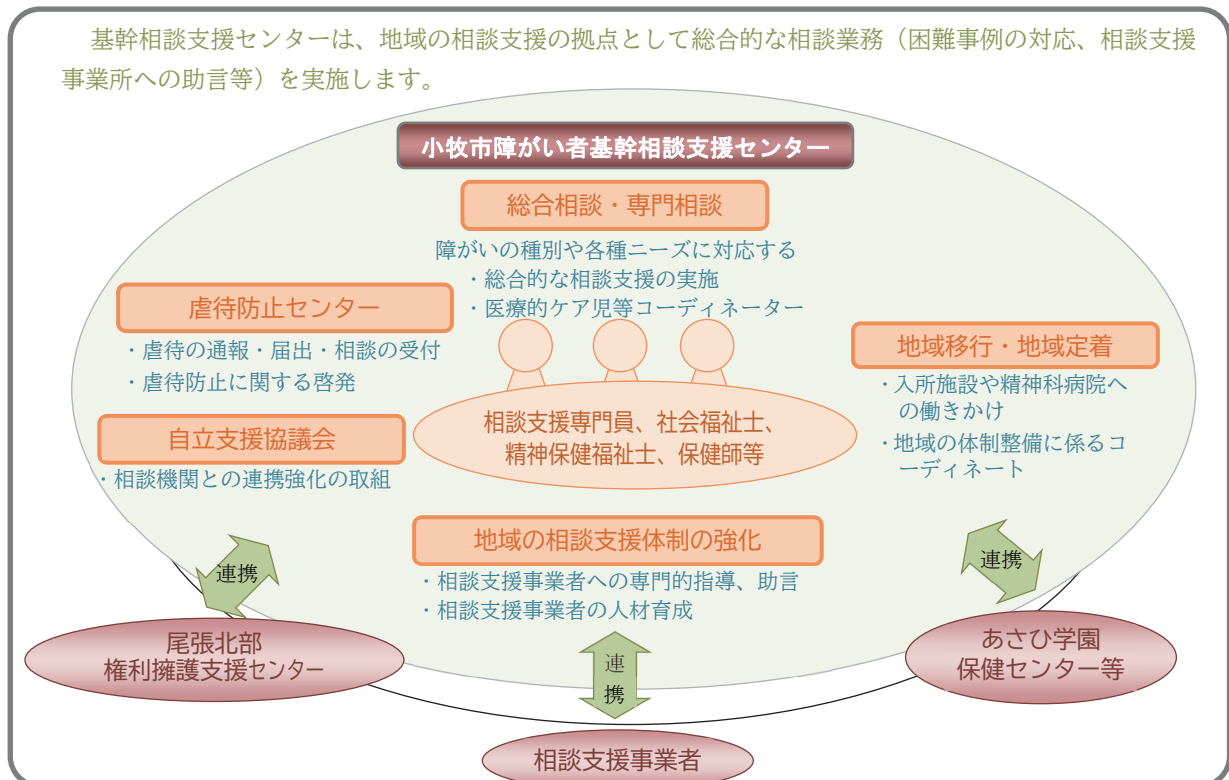
また、地域ぐるみの防犯・防災のネットワークを構築し、障がいのある人が地域や家庭で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

- 公共施設等のユニバーサルデザイン化
- 緊急時の対応
- 災害時の支援体制の構築



重点施策1 相談支援体制の充実

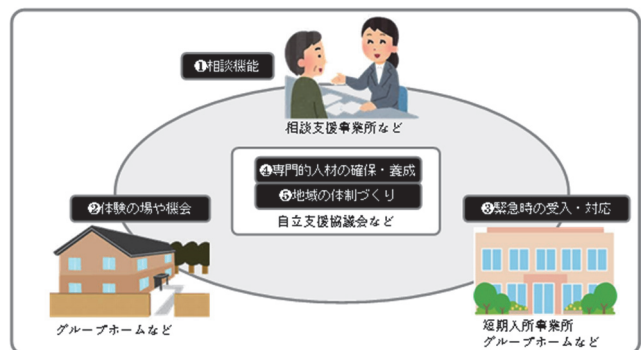
- 小牧市障がい者基幹相談支援センターを中心として、地域の相談支援の強化を図ります。



- 指定特定相談支援事業所の体制整備を促進します。
- 共生社会の実現を目指し、重層的支援体制整備事業の実施に向けた検討を進めます。 など

重点施策2 地域生活支援拠点の機能強化

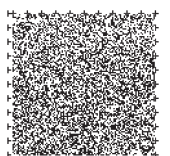
- 障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域生活支援拠点の機能強化を目指します。
- 入所施設に加え、グループホームとも連携し、緊急時の受入体制の構築、体験の場の確保を図ります。 など



重点施策3 発達支援・医療的ケア児等支援の充実

- あさひ学園と児童発達支援センターが協力し、地域の障がい児支援の体制強化を図ります。
- 居宅訪問型児童発達支援や保育所等訪問支援の実施体制の充実を図ります。
- 子育て世代包括支援センターと連携した支援を行っていきます。
- 医療機関、行政機関、保育・教育機関、福祉サービス事業所等が連携し、医療的ケア児等の支援体制の強化を促進します。
- 関係機関に医療的ケア児等コーディネーター養成研修受講者を配置します。

など



障がい福祉計画・障がい児福祉計画

—主な成果指標

★福祉施設入所者の地域生活への移行数

施設入所 69人（令和4年度末）→ 65人（令和8年度末） 地域生活移行者数 5人

★強度行動障がい者を有する者への支援体制の充実 支援ニーズの把握 連携した支援体制の整備

★福祉施設から一般就労への移行 20人（令和3年度）→ 34人（令和8年度）

★就労定着支援事業の利用者数 14人（令和3年度）→ 20人以上（令和8年度）

★保育所等訪問支援の事業所数 2か所（令和4年度末）→ 3か所（令和8年度末）

★医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置 2人（令和5年度）→ 5人（令和8年度）

—障がい福祉サービス

◆障がい福祉サービスの見込み

ひと月あたり

区 分		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問系	居宅介護	人	340	350	360
		時間	10,880	11,200	11,520
	重度訪問介護	人	8	9	10
		時間	2,240	2,520	2,800
	同行援護	人	13	14	15
		時間	156	168	180
	行動援護	人	3	4	5
		時間	180	240	300
日中活動系	生活介護	人	328	339	350
	自立訓練（機能訓練）	人	4	4	5
	自立訓練（生活訓練）	人	16	18	20
	就労選択支援	人	—	2	3
	就労移行支援	人	32	34	36
	就労継続支援（A型）	人	172	178	184
	就労継続支援（B型）	人	314	340	367
	就労定着支援	人	14	17	20
	療養介護	人	19	19	19
短期入所	福祉型	人	26	28	30
		日	156	168	180
	医療型	人	9	10	11
		日	54	60	66
居住系	自立生活援助	人	1	2	2
	共同生活援助（グループホーム）	人	190	210	230
	施設入所支援	人	67	66	65
	相談支援	人	160	180	200
	地域移行支援	人	2	2	3
	地域定着支援	人	2	2	3

（注） 令和5年度は見込み

主な事業の確保策等

★訪問系サービス

- ・利用量の増加に対応するため、事業所の参入を促進します。
- ・ヘルパーの人材確保への支援に努めます。

★日中活動系サービス

- ・強度行動障がいや医療的ケアを必要とする重度障がい者に対応できる事業所の増加を促進します。
- ・新しく就労選択支援が制度化されます。障がい者の多様な就労ニーズに対応できるよう、就労系サービス事業者の参入を促進します。

★短期入所

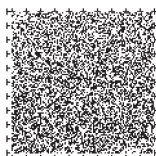
- ・利用者の増加、強度行動障がいや医療的ケアを必要とする重度障がい者に対応できるよう、事業所の参入、事業拡大を促進します。

★居住系

- ・強度行動障がいや医療的ケアを必要とする重度障がい者の利用、また、利用者のニーズに対応できる様々なタイプのホームの整備を促進します。

★相談支援

- ・計画相談支援は、障がい者計画の重点施策として位置付け、事業所の参入、事業拡大を促進します。
- ・基幹相談支援センターを中心として、相談支援体制の強化を図ります。



——地域生活支援事業

◆主な地域生活支援事業の見込み

ひと月あたり

区 分		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業		か所 件/年	7 19,000	7 19,500	7 20,000
基幹相談支援センター		か所	1	1	1
成年後見制度利用支援事業		人	10	12	14
成年後見制度法人後見支援事業			法人受任実施法人の育成を検討		
意思疎通支援事業	①手話通訳者設置事業設置者数	人	1	1	1
	②手話通訳者派遣事業利用者数	人	13	15	17
	③要約筆記者派遣事業利用者数	人	5	7	9
	手話通訳登録者数	人	13	14	14
	要約筆記登録者数	人	16	17	17
日常生活用具 給付等事業	①介護・訓練支援用具	件	5	6	7
	②自立生活支援用具	件	20	21	22
	③在宅療養等支援用具	件	33	35	37
	④情報・意思疎通支援用具	件	19	21	23
	⑤排せつ管理支援用具	件	3,850	3,900	3,950
	⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	2	3	4
手話奉仕員養成研修事業	研修修了者	人	—	12	—
移動支援事業		人	130	140	150
地域活動支援センター事業		人	68	74	76
日中一時支援事業		人	55	56	57
芸術文化活動振興事業（作品展等に出展した障がい者の人数）		人	140	150	160

主な事業の確保策等

★障害者相談支援事業

- ・市内6か所、市外1か所の事業所において相談支援を行います。

★成年後見制度法人後見支援事業

- ・成年後見制度利用促進計画にそって、法人受任実施法人の育成を検討します。

★意思疎通支援事業

- ・意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者の設置、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行います。

★手話奉仕員養成研修事業

- ・福祉制度等について理解と認識を深め、日常会話に必要な手話語彙及び手話表現技術の習得を図ります。

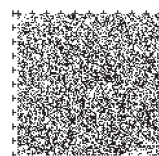
★日中一時支援事業

- ・日中における活動の場を提供し、家族の就労支援、負担軽減を図ります。

★芸術文化活動振興事業

- ・障がいのある人等の芸術文化活動の機会を提供するとともに、環境の整備や必要な支援を行います。

その他、理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、訪問入浴サービス事業、社会参加促進事業、スポーツ・レクリエーション事業を行います。



—障がい児支援

児童福祉法の改正により、「障害児福祉計画」の策定が義務づけられました。児童福祉法に基づく障害児通所支援、障害児相談支援に加え、保育園・認定こども園、放課後児童健全育成事業における障がいのある児童の受け入れ、「あさひ学園」についても記載しています。

◆障害児通所支援の見込み

ひと月あたり

区 分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人	220	240	260
	日	2,640	2,880	3,120
放課後等デイサービス	人	540	580	620
	日	7,290	7,830	8,370
居宅訪問型児童発達支援	人	1	2	2
	日	2	4	4
保育所等訪問支援	人	16	18	20
	日	40	45	50
障害児相談支援	人	90	110	130
医療的ケア児コーディネーター	人	3	4	5

◆子ども・子育て支援

保育園・認定こども園における障がいのある児童の受け入れ

区 分		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育園	3歳未満	人	14	15	16
	3歳以上	人	125	126	127
認定こども園	3歳未満	人	1	2	3
	3歳以上	人	1	2	3

(注) 人数は加配のついている在園児数（小規模保育事業を含む）

放課後児童健全育成事業における障がいのある児童の受け入れ

区 分		単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
放課後児童健全育成事業	低学年	人	33	35	37
	高学年	人	25	27	29

あさひ学園利用見込量（年間におけるひと月当たりの延べ利用者数の平均）

区 分		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
あさひ学園	利用者数	人	490	500	510

主な事業の確保策等

★障害児通所支援

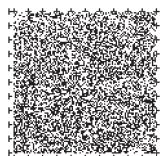
- ・児童発達支援、保育所等訪問支援は、利用者の増加に対応した事業所の参入を促進します。
- ・放課後等デイサービスは、サービスの質と量の確保を図っていきます。
- ・居宅訪問型児童発達支援については、市内での提供体制を整備します。

★障害児相談支援

- ・サービスの利用児童数の増加に対応できるよう、また、セルフプラン率の適正化が図れるよう、事業所の参入、事業拡大を促進します。
- ・医療的ケア児等コーディネーターの養成を促進し、関係部署等に配置し、適切な相談・対応ができる体制の整備を進めます。

★子ども子育て支援

- ・保育士等の追加配置、看護師等の配置、保育所等訪問支援の充実、施設等の充実を図ることなどにより、保育園・認定こども園における障がいのある児童の受け入れを促進します。
- ・支援員等の追加配置、障がい児童対応研修の充実、施設等の充実を図ることなどにより、児童クラブにおける障がいのある児童の受け入れを促進します。
- ・あさひ学園は、市の発達支援の拠点として一層の充実を図っていきます。



発行 ■ 小牧市

編集 ■ 福祉部 障がい福祉課 障がい福祉係

電話(0568)76-1127 F A X (0568)76-4595